予算第14号議案

令和4年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却量91,100平方メートルポートアイランド(第2期)28,100平方メートル

西神住宅団地 2,500平方メートル

西神住宅第2団地 9,100平方メートル

神戸複合産業団地 51,400平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

22,751,000千円	整備事業収益	第1款 新都
20,173,000千円	業収益	第1項
2,577,000千円	業外収益	第2項
1,000千円	別 利 益	第3項

支 出

20,201,000千円	整備事業費	第1款 新都
19,617,000千円	業費用	第1項
483,000千円	業外費用	第2項
1,000千円	別 損 失	第3項
100,000千円	備費	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額33,660,000千円は、損益勘定留保資金 等で補てんするものとする。)。 収 入

第1款 資本的収入 4,816,000千円

第1項 財産収入 1,000千円

第2項 受託工事収入 10,000千円

第3項 国庫支出金 520,000千円

第4項 雑 収 入 4,285,000千円

支出

第1款 資本的支出 38,476,000千円

第1項 建設改良費 14,619,000千円

第2項 投 資 2,953,000千円

第 3 項 企業債償還金 20,804,000千円

第4項 予 備 費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 期 間 限 度 額

(重要な資産の処分)

第6条 重要な資産の処分は、第2条に含むものとする。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建 設 改 良 事 業 概 要

事 業 名	当年度予定額	事	業	概	要
土地造成事業	手円 6,938,000	ポートアイランド ポートアイランドネ ポートアイランド事 大甲アイランド事 西神住宅団地事業 西神住宅第2団地事 神戸研究学園都市事 ひよどり台第2期任 押部谷第2団地事 神戸複合産業団地事	中事業		4,071,798千円 762,860千円 140,277千円 1,300,825千円 104,133千円 6,180千円 1,030千円 1,545千円 548,322千円
関連事業	7, 444, 000	神戸流通業務団地 建設改良部門職員の 建設利息 宅地関連公共施設等 土地購入 その他雑支出	D給料、職	战員手当等	1,030千円 510,491千円 14,715千円 606,794千円 6,204,000千円 108,000千円
完成土地整備	237, 000	完成団地の整備			237,000千円
合 計	14, 619, 000				